

騒音規制法に規定する特定施設

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ. 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ロ. 製管機械</p> <p>ハ. バンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ニ. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ. 機械プレス(呼び加圧能力が294 キロニュートン以上のものに限る。)</p> <p>ヘ. せん断機(原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ト. 鍛造機</p> <p>チ. ワイヤフォーマーマシン</p> <p>リ. プラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ. タンブラー</p> <p>ル. 切断機(といしを用いるものに限る。)</p>
2	<p>空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)</p>
3	<p>土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)</p>
4	<p>織機(原動機を用いるものに限る。)</p>
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ. コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 立方メートル以上のものに限る。)</p> <p>ロ. アスファルトプラント(混練機の混練重量が200 キログラム以上のものに限る。)</p>
6	<p>穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。)</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ. ドラムバーカー</p> <p>ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ハ. 碎木機</p> <p>ニ. 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ホ. 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)</p> <p>ヘ. かんな盤(原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)</p>
8	<p>抄紙機</p>
9	<p>印刷機械(原動機を用いるものに限る。)</p>
10	<p>合成樹脂用射出成形機</p>
11	<p>鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</p>

※ 参考:1馬力=0.746kW